香取広域市町村圏事務組合法規審査会議規程

平成18年3月27日

訓令第29号

改正 平成19年2月22日訓令第1号

平成19年4月1日訓令第5号

(設置)

第1条 組合は、制定及び改廃しようとする条例、規則及び規程(以下「例規等」という。)を審査し、その成文の適正を図るため、香取広域市町村圏事務組合法 規審査会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

- 第2条 会議は、事務局長及び審査員若干人をもって組織する。
- 2 審査員は、管理者が組合の職員の中から任命する。

(会議)

- 第3条 会議は、事務局長が招集し、会議を主宰する。
- 2 事務局長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意 見を聴取することができる。
- 3 事務局長は、急を要するもの又は軽易な事案については、回議により審査させることができる。

(審査手続)

- 第4条 例規等を制定及び改廃しようとするときは、その具体的な理由を付した例 規案により、決裁を経た後に事務局長に提出しなければならない。
- 2 事務局長は、前項の例規案が提出されたときは、会議の前に予備審査を行わなければならない。

(審査結果)

- 第5条 事務局長は、会議において審査した事項を速やかに提案課長に送付するものとする。
- 2 事務局長は、審査を終了した事案について、管理者の決裁を受け、公布等の必要な手続を行うものとする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、事務局総務班において処理する。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。 附 則 (平成19年2月22日訓令第1号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成19年4月1日訓令第5号) この訓令は、平成19年4月1日から施行する。